

農業者年金について

～農業に従事されている方は広く加入できます！～

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって年間60日以上農業に従事している方は、誰でも加入できます。

配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

月々の保険料を増やすことで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円～6万7千円の間で、千円単位で加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても、保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来年金として支給されます。

詳しくは…

農業者年金基金

検索



お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金
電話 (03) 3502-3199 (相談員)
FAX (03) 3502-3942 (企画調整室)

墓地に関する届出

個人墓地に関する手続き

墓地を設置、移転、廃止するには許可が必要です。

- 新たに墓地を設ける場合 墓地経営許可申請
- 遺骨を他のお墓へ移す場合 改葬許可申請
- 既存のお墓をやめる場合 墓地廃止許可申請

公共墓地に関する手続き

町公共墓地に次の変更等がある場合には許可又は届出が必要です。

- 相続により使用权を継承する場合 公共墓地継承許可申請
- 工作物を設置又は改造する場合 墓地区画内工作物設置等許可申請
- 住所又は氏名を変更した場合 公共墓地住所等変更届
- 焼骨を埋蔵する場合 公共墓地埋蔵届
- 公共墓地を返還する場合 公共墓地返還届

お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 環境係 担当：沼 電話 (0868) 54-2780

「広報かがみの」1月号差し込みの鏡野町立小学校の教育環境のあり方検討委員会答申と町の方針の内容に一部誤りがありましたので、訂正いたします。

〈訂正前〉

上齋原小	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
1年	1	0	2	0	0	0	0	0
2年	1	1	0	2	0	0	0	0
3年	1	1	1	0	2	0	0	0
4年	1	1	1	1	0	2	0	0
5年	2	1	1	1	1	0	2	0
6年	2	2	1	1	1	1	0	2
計	8	6	6	5	4	3	2	2

〈訂正後〉

上齋原小	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
1年	1	0	2	1	0	1	1	1
2年	1	1	0	2	1	0	1	1
3年	1	1	1	0	2	1	0	1
4年	1	1	1	1	0	2	1	0
5年	2	1	1	1	1	0	2	1
6年	2	2	1	1	1	1	0	2
計	8	6	6	6	5	5	5	6